

和企下管 第165号
令和8年3月11日
(2026年)

和歌山市 企業局
下水道部 下水道管理課長

質 問 回 答 書

令和8年3月9日付けで質問のあったことについて、次のとおり回答します。

年 度	令和7年度
工 事 (業 務) 番 号	第25190027号
工 事 (業 務) 名	管路施設改築実施設計業務委託その4
工 事 (業 務) 場 所	和歌山市塩屋1丁目地内から塩屋6丁目地内まで
質 問 事 項	回 答 事 項
特殊マンホールのマンホール更生が対象となっていますが、形状によっては、改築工法(耐震性のあるもの：耐用年数50年)の適用外となり、防食工法(耐用年数10年)のみしか適用できない場合が考えられます。 結果的に改築工法が適用外になり、防食工法が採用されても問題ないでしょうか。	管路施設一体として長期的な維持管理を踏まえ、調査・検討行っていただき、必要となる工法を調査員と協議してください。